

■ 市長懇談会 ■

「市長と語ろう～どう使いますか？みんなの予算～」

明石市の財政状況

明石市の財政状況

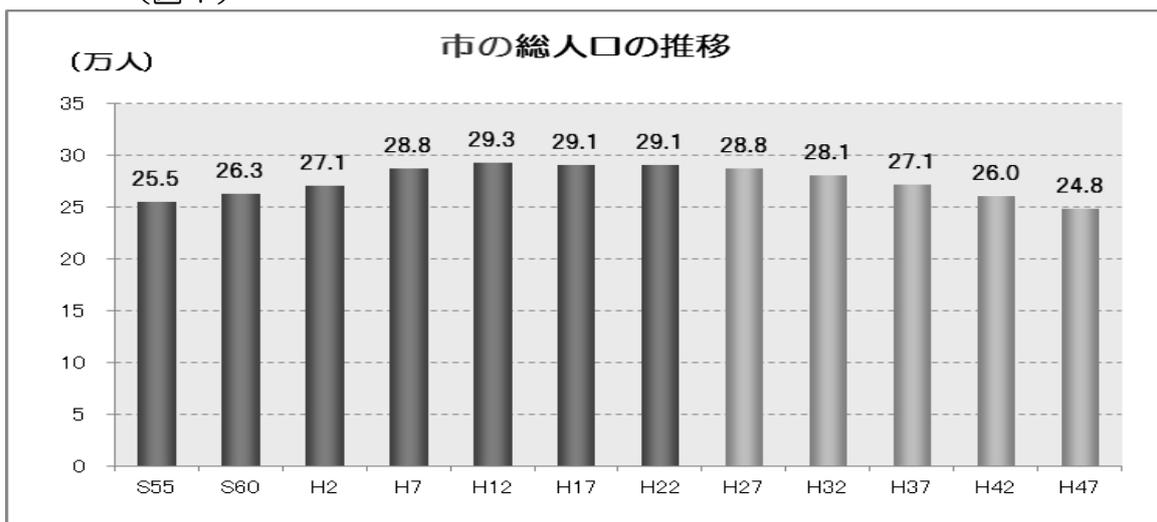
今後、人口の減少や少子高齢化のさらなる進展が予想される中で、市の財政状況を踏まえると、既存の事業も含めて、より「選択と集中」による市政運営を進めていく必要に迫られています。

1 人口減少と少子高齢化が進展

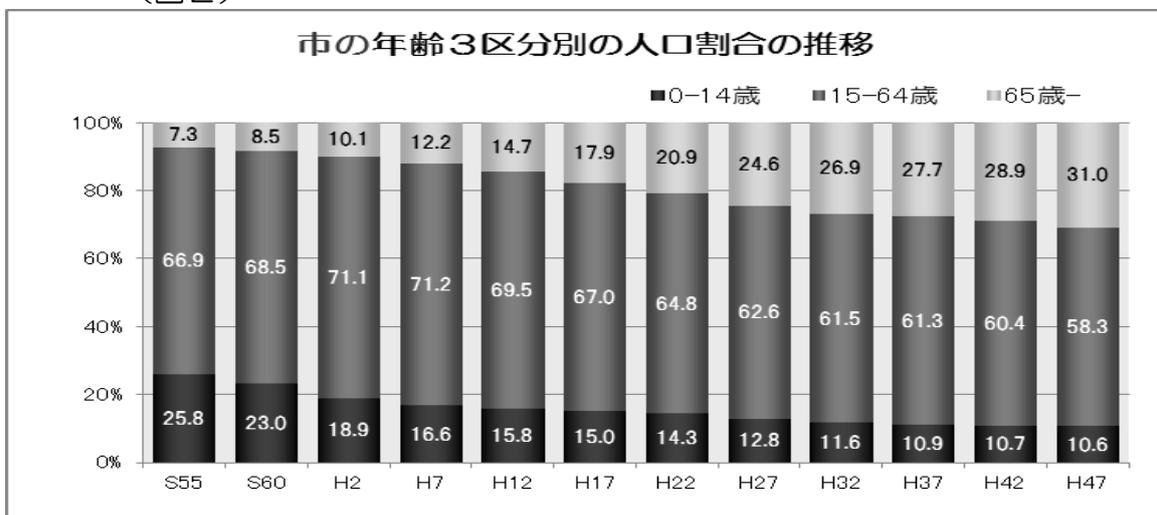
市の人口は、近年、横ばいの状況が続いていますが、今後、全国的な流れと同様に、次第に減少局面に移行していくと見込まれます。現在と比較して、平成32年には、約1万人減少し、平成47年には、4万人以上減少すると推計しています。（図1）

また、年齢別に見ると、15歳未満および15歳から64歳までの人口の比率が下がっていく一方で、65歳以上の人口の比率は、確実に上がっていくものと推計しています。平成32年には、およそ4人に1人が、平成47年には、およそ3人に1人が65歳以上の高齢者になっていると見込まれます。（図2）

（図1）



（図2）



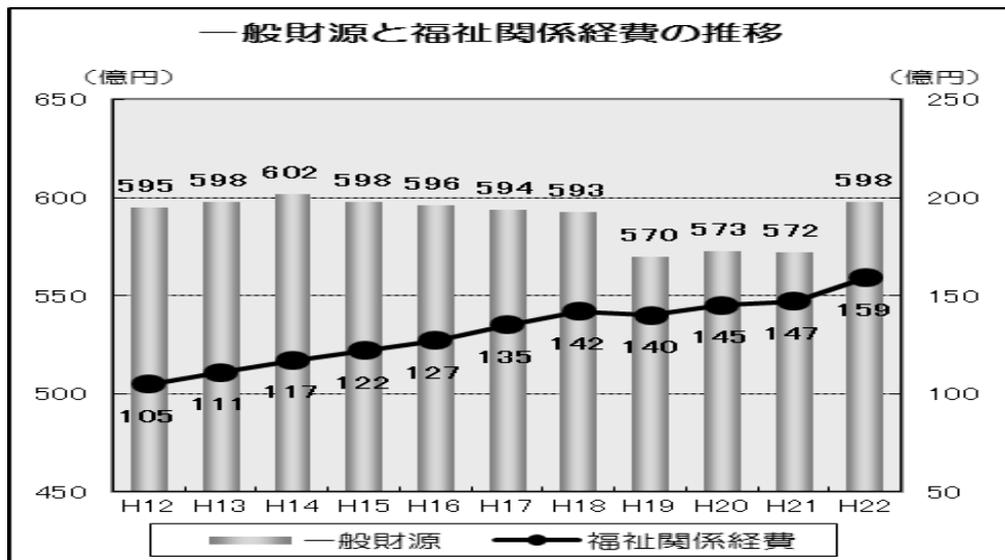
※いずれも H27 以降は推計値

2 市の財政状況

市の財政状況は、市税や地方交付税などの歳入が伸び悩む一方、少子高齢化の影響などに起因する福祉関係の経費の増加などによって歳出がふくらみ、市の貯金である基金を少しずつ取り崩しながら運営している状況が続いており、平成24年度末には70億円となる見込みです。(図3・図4)

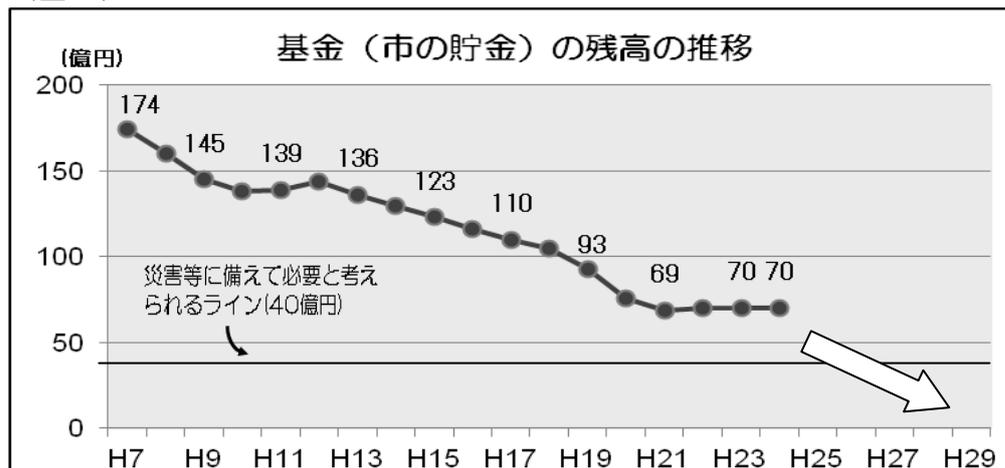
また、基金については、阪神大震災の経験から大きな災害などに備えて、少なくとも40億円は確保しておく必要がありますが、昨年の東日本大震災の被災状況を踏まえれば、更なる備えを考えなければなりません。

(図3)



※一般財源とは、市税や地方交付税など、市が使い道を決めることができるお金

(図4)

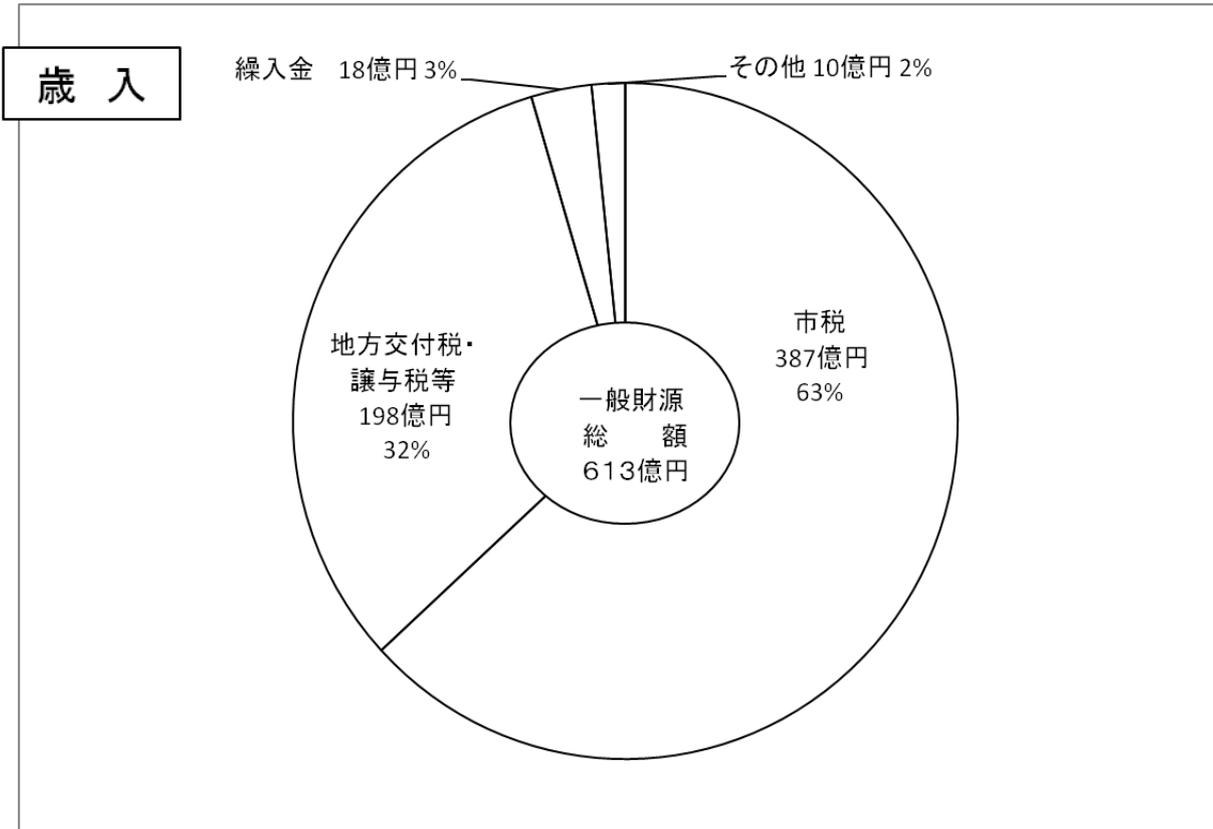


—財政健全化が緊急課題—

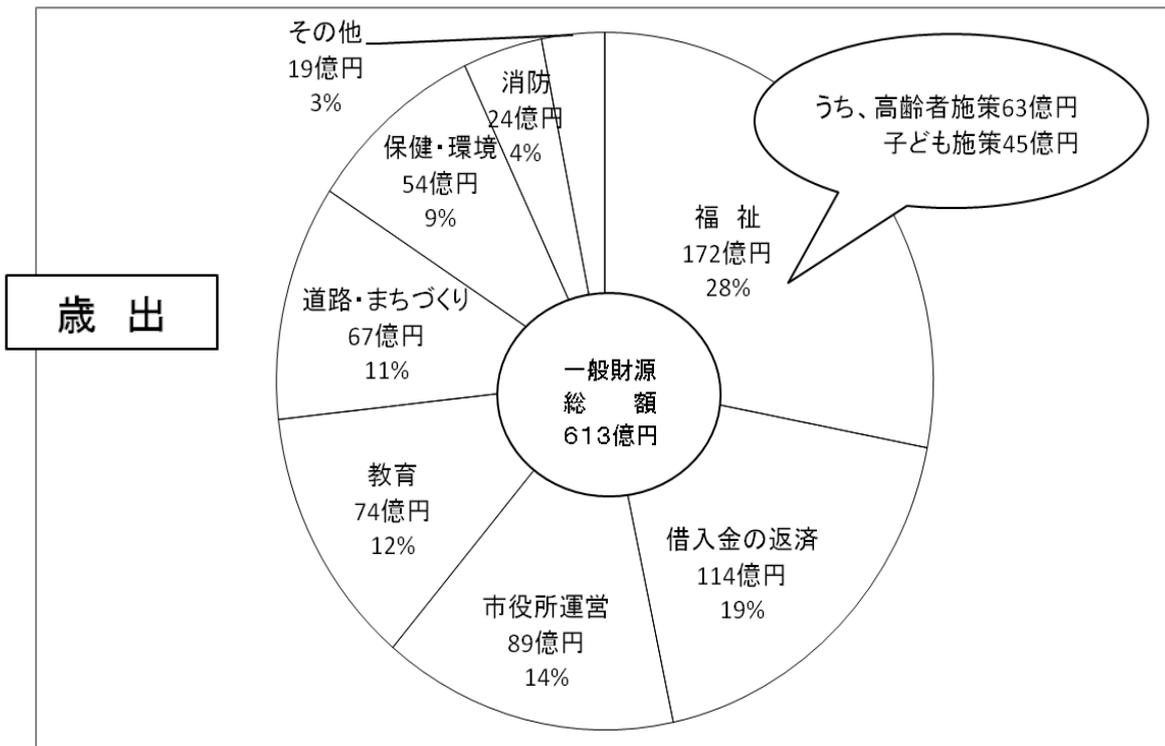
こうした状況にあることから、より一層の事業の選択や事業内容の精査を行うなど、平成24年度から、さらに「財政健全化」を進めていきます。

3 平成24年度一般会計当初予算

一般会計当初予算942億円のうち、市が使い道を決めることができる一般財源は613億円あり、その収入・支出の内訳は以下のとおりとなっています。



※地方交付税とは、基礎的な行政サービスを提供するため、税収が足りない自治体に国から支給されるお金のことです。



4 明石市の財政の特徴(平成 22 年度決算での人口1人当たりの額と県下順位から)

区 分	明石市	県内29市 平均値	明石市の29市 中の順位 (良好な順)	備 考 ()内は、29 市中の順位
市税収入	133千円	160千円	多い方から 19位	(1)芦屋 222 (2)加東 178 (29)養父 92
内、個人市民税	51千円	55千円	" 8位	(1)芦屋 120 (2)西宮 74 (29)淡路 31
内、固定資産税	56千円	70千円	" 27位	(1)加東 99 (2)高砂 94 (29)養父 48
義務的経費	184千円	223千円	少ない方から 11位	(1)三田 154 (28)淡路 285 (29)養父 341
内、扶助費 (福祉関係経費)	81千円	86千円	" 27位	(1)三田 46 (28)神戸 110 (29)尼崎 133
内、公債費	44千円	63千円	" 10位	(1)高砂 32 (28)淡路 140 (29)養父 165
内、人件費	59千円	73千円	" 2位	(1)西脇 59 (28)養父 109 (29)朝来 112
財政力指数	0.778	0.667	良い方から 12位	(1)高砂 0.971 (2)芦屋 0.930 (29)養父 0.255
経常収支比率	93.1%	89.6%	" 20位	(1)姫路 81.8 (2)丹波 82.2 (29)芦屋 107.5
基金(貯金)現在高	28千円	63千円	多い方から 29位	(1)朝来 288 (2)篠山 222 (28)川西 31
地方債(借金)現在高	346千円	546千円	少ない方から 7位	(1)小野 277 (28)養父 1,049 (29)淡路 1,057
実質公債費比率	8.5%	14.3%	良い方から 2位	(1)伊丹 7.8 (3)加古川 8.8(29)淡路/篠山 22.5
将来負担比率	83.0%	121.3%	" 10位	(1)小野・三田 0 (28)淡路 238.4 (29)篠山 256.4

(参考)明石市の人口、事業所数、市内総生産額は、県内5位です。

⇒ 明石市の財政は、県内の市と比較すると、豊かではないが、借入金は少ない。

[用語説明]

○財政力指数

地方交付税法の規定により算出した、基準財政収入額に対する基準財政需要額の過去3ヶ年の平均値です。1を超えると交付税の不交付団体となり、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となります。1以下であっても、1に近いほどいわゆる留保財源が大きく、財源に余裕があることとなります。

○経常収支比率

地方税、地方交付税などの経常一般財源収入に対して、人件費・扶助費・公債費などの経常的経費がどの程度の割合で充当されているかを示す、自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標をいいます。

この数値が低いほど経常経費に充当した経常一般財源の残りの部分が大きいことになり、臨時の財政需要に対して余裕を持つことになり、財政構造に弾力性があることとなります。

○実質公債費比率

毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合をいいます。この比率が18%を超えると、市債の発行に際し兵庫県の許可が必要となります。また、25%を超えると、地方財政健全化法に基づき、財政健全化計画を策定し、比率が基準以下になるまで、財政の健全化に取り組むこととなります。

○将来負担比率とは

一般会計等が将来的に負担することが予想される実質的な負債にあたる額、「将来負担額」を、標準財政規模を基本とした額で除したものが「将来負担比率」です。

「将来負担額」とは、一般会計における地方債残高のほか、職員の退職手当支給予定額、債務負担行為のように借入金ではないものの契約等で将来の支払いを約束したもの、下水道事業債のように公営企業等における地方債残高で一般会計が負担するもの、土地開発公社や第三セクターなどの設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担などがあります。この指標が350%を超えると、地方財政健全化法に基づき、財政健全化計画を策定し、比率が基準以下になるまで、財政の健全化に取り組むこととなります。